

# 【重要】 新型コロナウイルス感染症に係る対応の手順

感染の疑い

① 本人又は同居の家族等に感染が疑われる症状※1がある場合  
 【対応】 出席停止。毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

※1 「感染が疑われる症状」とは、発熱、咳、鼻水、頭痛、下痢等の風邪症状をいう。

② 本人が感染者と接触の可能性がある場合  
 【対応】 出席停止（土日祝日を含む7日間）。毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

③ 本人が保健所から濃厚接触者に特定された場合  
 【対応】 出席停止。保健所の健康観察を受け、毎日体温測定をし、経過状況を職場に報告する。

④ 同居の家族等が保健所から濃厚接触者に特定された場合  
 【対応】 出勤停止。毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

以下のいずれかの症状があるときは、居住地域を所管する保健所（帰国者・接触者相談センター。富士市、富士宮市に居住する場合は富士保健所）へ連絡する。

- 風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
- 強いだるさ（倦怠感）
- 息苦しさ（呼吸困難）

以下のいずれかに該当する場合は、上記の状態が2日程度続く場合には、保健所へ連絡する。

- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある
- 免疫抑制や抗がん剤等を用いている

《参考》 富士保健所連絡先  
 平日 8:30～17:15  
 0545-65-2156  
 土曜、日曜、祝日を含む上記以外  
 090-3309-6707

保健所の指示

PCR検査

《陽性》  
 【対応】 保健所の指示に従い、感染症指定病院に入院。

《陰性》  
 【対応】 ・陰性の判断を受けた日から7日間（土日祝日を含む）は自宅療養する。自宅療養中は、毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。  
 ・上記期間経過後、健康状況に異常がなければ、学校に電話で報告の上、登校する。

《感染の疑いなし》  
 【対応】 風邪症状がなくなってから又は本人・同居の家族等の濃厚接触者の特定が解除されてから2日間は登校しないこと。  
 ※登校後も、7日間は毎日体温測定をすること。

《感染の疑いなし》  
 【対応】 出席停止期間（土日祝日を含む7日間）を経過後、登校可。  
 ※出席後も、7日間は毎日体温測定をすること。

